

地域再生法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）	1
○ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	37
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	38

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の三）</p> <p>第二章 地域再生基本方針（第四条―第四条の三）</p> <p>第三章 地域再生計画の認定等（第五条―第十一条）</p> <p>第四章 地域再生協議会（第十二条）</p> <p>第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第一節 まち・ひと・しごと創生交付金の交付等（第十三条）</p> <p>第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例（第十三条の二）</p> <p>第三節 地域再生支援利子補給金等の支給（第十四条・第十五条）</p> <p>第四節 特定地域再生事業に係る課税の特例（第十六条）</p> <p>第五節 地方債の特例（第十七条）</p> <p>第六節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等（第十七条の二―第十七条の六）</p> <p>第七節 地域再生土地利用計画の作成等（第十七条の七―第十七条の十二）</p> <p>第八節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例（第十七条の十三）</p> <p>第九節 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等（第十七条の十四―第</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の三）</p> <p>第二章 地域再生基本方針（第四条―第四条の三）</p> <p>第三章 地域再生計画の認定等（第五条―第十一条）</p> <p>第四章 地域再生協議会（第十二条）</p> <p>第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第一節 地域再生基盤強化交付金の交付等（第十三条）</p> <p>（新設）</p> <p>第二節 地域再生支援利子補給金等の支給（第十四条・第十五条）</p> <p>第三節 特定地域再生事業に係る課税の特例（第十六条）</p> <p>第四節 地方債の特例（第十七条）</p> <p>第五節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等（第十七条の二―第十七条の六）</p> <p>第六節 地域再生土地利用計画の作成等（第十七条の七―第十七条の十二）</p> <p>第七節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例（第十七条の十三）</p> <p>（新設）</p>

十七条の二十五)

第十節 遊休工場用地等に導入する産業の特例(第十七条の二十六)

第十一節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等(第十七条の二十七―第十七条の二十九)

第十二節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例(第十七条の三十一―第十七条の三十二)

第十三節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例(第十八条)

第六章 地域再生推進法人(第十九条―第二十三条)

第七章 地域再生本部(第二十四条―第三十三条)

第八章 雑則(第三十四条―第三十七条)

第九章 罰則(第三十八条―第四十一条)

附則

(地域再生基本方針の策定)

第四条 (略)

2 地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 特定政策課題(地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成その他の地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるものをいう。

第五条第四項第四号において同じ。)に関する基本的な事項

四・五 (略)

第八節 遊休工場用地等に導入する産業の特例(第十七条の十四)

第九節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等(第十七条の十五―第十七条の十七)

第十節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例(第十七条の十八―第十七条の二十)

第十一節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例(第十八条)

第六章 地域再生推進法人(第十九条―第二十三条)

第七章 地域再生本部(第二十四条―第三十三条)

第八章 雑則(第三十四条―第三十七条)

第九章 罰則(第三十八条)

附則

(地域再生基本方針の策定)

第四条 (略)

2 地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 特定政策課題(地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成その他の地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるものをいう。

第五条第四項第三号において同じ。)に関する基本的な事項

四・五 (略)

3～7 (略)

(地域再生計画の認定)

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であつて次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項
- イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であつて次に掲げるもの

3～7 (略)

(地域再生計画の認定)

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備を行う次に掲げる事業に関する事項
 - イ 地域における交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の二以上を総合的に整備する事業
 - ロ 地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集落排水施設又は浄化槽の二以上を総合的に整備する事業
 - ハ 地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港湾施設及び漁港施設を総合的に整備する事業

(1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

(2) 移住及び定住の促進に資する事業

(3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

(4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

ロ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設の整備に関する事業であつて次に掲げるもの

(1) 道路、農道又は林道であつて政令で定めるもの二以上を総合的に整備する事業

(2) 下水道、集落排水施設又は浄化槽であつて政令で定めるもの二以上を総合的に整備する事業

(3) 港湾施設及び漁港施設であつて政令で定めるものを総合的に整備する事業

二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創

生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であつて前号イ又はロに掲げるものうち、地方公共団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）

第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の

（新設）

政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。）が法人からの寄附（当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの（第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関する事項

三（略）

四 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号に規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十四号に規定する事業を除く。）であつて次に掲げるもの（次項及び第十項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項

イ（略）

ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであつて地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人（同項を除き、以下単に「地域再生推進法人」という。）、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの

ハ（略）

五〇七（略）

八 生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的

二（略）

三 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号イからハまでに規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十二号に規定する事業を除く。）であつて次に掲げるもの（次項及び第十項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項

イ（略）

ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであつて地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人（第十二条において単に「地域再生推進法人」という。）、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの

ハ（略）

四〇六（略）

（新設）

経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。以下同じ。）において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関する事項

九| 遊休工場用地等（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第一百十二号）第五条第一項に規定する実施計画に従って整備された同法第四条第二項第二号に規定する工場用地等のうち、同法第二条第二項に規定する工業等（以下この号及び第十七条の二十六において単に「工業等」という。）の導入に通常要する期間を勘案して内閣府令で定める期間以上の期間工業等の用に供されていないものをいう。以下この号において同じ。）に、工業等以外の産業であつて、当該遊休工場用地等の存する農村地域（同法第二条第一項に規定する農村地域をいう。以下この号において同じ。）における産業の現状その他の事情に照らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項

十| (略)

十一| 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第二項に規定する特定事業（同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（第十一項及び第十七条の三十において単に「構造改革特別

七| 遊休工場用地等（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第一百十二号）第五条第一項に規定する実施計画に従って整備された同法第四条第二項第二号に規定する工場用地等のうち、同法第二条第二項に規定する工業等（以下この号及び第十七条の十四において単に「工業等」という。）の導入に通常要する期間を勘案して内閣府令で定める期間以上の期間工業等の用に供されていないものをいう。以下この号において同じ。）に、工業等以外の産業であつて、当該遊休工場用地等の存する農村地域（同法第二条第一項に規定する農村地域をいう。以下この号において同じ。）における産業の現状その他の事情に照らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項

八| (略)

九| 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第二項に規定する特定事業（同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（第十一項及び第十七条の十八において単に「構造改革特別区

「区域計画」という。)が作成されているものに限る。)であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十二 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の三十一)において「中心市街地活性化基本計画」という。)が作成されているものに限る。)であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十三 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の三十二)において「産業集積形成等基本計画」という。)が作成されているものに限る。)であつて、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

十四 (略)

5 (略)

6 市町村は、第四項第九号に規定する事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。

7 10 (略)

11 地方公共団体は、第四項第十一号に規定する事業が記載された地域再生計画について第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、

「区域計画」という。)が作成されているものに限る。)であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の十九)において「中心市街地活性化基本計画」という。)が作成されているものに限る。)であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十一 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の二十)において「産業集積形成等基本計画」という。)が作成されているものに限る。)であつて、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

十二 (略)

5 (略)

6 市町村は、第四項第七号に規定する事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。

7 10 (略)

11 地方公共団体は、第四項第九号に規定する事業が記載された地域再生計画について第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、構

構造改革特別区域法第四条第七項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する意見の概要（同法第四条第五項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）の提案を踏まえた構造改革特別区域計画に係る事業が記載された地域再生計画についての当該認定の申請をする場合にあつては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならぬ。

12
19 （略）

第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

第一節 まち・ひと・しごと創生交付金の交付等

第十三条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第四項第一号に掲げる事項が記載されている場合において、同号に規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（削除）

造改革特別区域法第四条第七項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する意見の概要（同法第四条第五項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）の提案を踏まえた構造改革特別区域計画に係る事業が記載された地域再生計画についての当該認定の申請をする場合にあつては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならぬ。

12
19 （略）

第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

第一節 地域再生基盤強化交付金の交付等

第十三条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第四項第一号に掲げる事項が記載されている場合において、同号イ、ロ又はハに規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金（以下この条において「地域再生基盤強化交付金」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める施設の整備に充てられるものとする。

- 一 道整備交付金 道路、農道又は林道であつて政令で定めるもの
- 二 汚水処理施設整備交付金 下水道、集落排水施設又は浄化槽であつて政令で定めるもの

2 前項の交付金（次項において「まち・ひと・しごと創生交付金」という。）を充てて行う事業に要する費用については、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

3 まち・ひと・しごと創生交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従って内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣が行う。

第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例

第十三条の二 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第三節 地域再生支援利子補給金等の支給

（地域再生支援利子補給金の支給）

第十四条 政府は、認定地域再生計画に記載されている地域再生支援貸付

三 港整備交付金 港湾施設又は漁港施設であつて政令で定めるもの

3 地域再生基盤強化交付金を充てて行う施設の整備に要する費用については、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 地域再生基盤強化交付金の交付の事務は、交付金の種類に応じ、政令で定める区分に従つて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣が行う。

（新設）

（新設）

第二節 地域再生支援利子補給金等の支給

（地域再生支援利子補給金の支給）

第十四条 政府は、認定地域再生計画に記載されている地域再生支援貸付

事業を行う金融機関であつて、当該認定地域再生計画に係る協議会の構成員であり、かつ、当該地域再生支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「地域再生支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2～8（略）

（特定地域再生支援利子補給金の支給）

第十五条 政府は、認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第四号に規定する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金を支給する旨の契約（次項において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2（略）

第四節 特定地域再生事業に係る課税の特例

事業を行う金融機関であつて、当該認定地域再生計画に係る協議会の構成員であり、かつ、当該地域再生支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第二号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「地域再生支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2～8（略）

（特定地域再生支援利子補給金の支給）

第十五条 政府は、認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号に規定する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金を支給する旨の契約（次項において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2（略）

第三節 特定地域再生事業に係る課税の特例

第十六条 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第四号ロに規定する内閣府令で定める事業を行う株式会社（地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当することについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けたものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第五節 地方債の特例

第十七条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第四号ハに規定する事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

第六節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等

（認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置）

第十七条の六 地方税法第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設に

第十六条 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号ロに規定する内閣府令で定める事業を行う株式会社（地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当することについて内閣府令で定めるところにより認定地方公共団体の確認を受けたものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法（昭和二十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第四節 地方債の特例

第十七条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第三号ハに規定する事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

第五節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等

（認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置）

第十七条の六 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定

係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後に行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第七節 地域再生土地利用計画の作成等

（地域再生土地利用計画の作成）

第十七条の七（略）

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村に

事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後に行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第六節 地域再生土地利用計画の作成等

（地域再生土地利用計画の作成）

第十七条の七（略）

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村に

あつては、市町村長。第十七条の二十七第二項において同じ。）その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3～6 (略)

7 認定市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）であるものを除く。）は、地域再生土地利用計画に第四項第一号に掲げる事項（整備誘導施設の整備として市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十七条の十二において同じ。）内において、当該整備誘導施設の建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。次条第一項及び第十七条の十二第一項において同じ。）の用に供する目的で行う開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）又は当該整備誘導施設を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該整備誘導施設とする行為（以下この項及び第十七条の十二第二項において「建築行為等」という。）を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、同法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る整備誘導施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく

あつては、市町村長。第十七条の十五第二項において同じ。）その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3～6 (略)

7 認定市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第十七条の十二第二項において「指定都市等」という。）であるものを除く。）は、地域再生土地利用計画に第四項第一号に掲げる事項（整備誘導施設の整備として市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十七条の十二において同じ。）内において、当該整備誘導施設の建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。次条第一項及び第十七条の十二第一項において同じ。）の用に供する目的で行う開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）又は当該整備誘導施設を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該整備誘導施設とする行為（以下この項及び第十七条の十二第二項において「建築行為等」という。）を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、同法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る整備誘導施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において

不適當と認められるときは、同意をするものとする。

8～11 (略)

第八節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

第十七条の十三 第五条第四項第七号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者（第十七条の第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送を行う者に限る。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができる。

2 (略)

第九節 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四 認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業の実施に関する計画（

行うことが困難又は著しく不適當と認められるときは、同意をするものとする。

8～11 (略)

第七節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

第十七条の十三 第五条第四項第六号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者（第十七条の第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送を行う者に限る。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができる。

2 (略)

（新設）

（新設）

以下「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）を作成することができ
る。

2| 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生
労働省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3| 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を
記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一| 中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他
の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座
の開設及びその奨励その他の中高年齢者の社会的活動への参加を推進
するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

二| 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高年齢者向け住宅（サ
ービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（
平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高
年齢者向け住宅をいう。）、有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八
年法律第三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームを
いう。以下同じ。）その他の高年齢者に適した住宅をいう。以下この
号において同じ。）及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該
高年齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関す
る事項

三| 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス（居宅サ
ービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項に規
定する居宅サービスをいう。以下同じ。））、地域密着型サービス（同
条第十四項に規定する地域密着型サービスをいい、同条第二十項に規

定する認知症対応型共同生活介護及び同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下同じ。）、介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）、地域密着型介護予防サービス（同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービスをいい、同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下同じ。）、第一号事業（同法第一百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業をいい、同号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。以下同じ。）、その他の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスをいう。以下同じ。）及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

四 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者への情報の提供、便宜の供与その他の当該移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主（国及び地方公共団体以外の事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。次項及び第十七条の十八第一項において同じ。）を直接若しくは

間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに
限る。）（次項及び同条第一項において「事業協同組合等」という
。）のうち、同条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとする
ものに関する事項

二 生涯活躍のまち形成地域において有料老人ホームを整備する事業に
関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該有料老人ホームの所在地

ハ その他厚生労働省令で定める事項

三 生涯活躍のまち形成地域において行われる居宅サービス事業（介護
保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業をいう。第六項及び
第十七条の二十三第一項において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 居宅サービスの種類

ニ その他厚生労働省令で定める事項

四 生涯活躍のまち形成地域において行われる地域密着型サービス事業
（介護保険法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業をい
う。第八項及び第十七条の二十三第二項において同じ。）に関する次に
掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 地域密着型サービスの種類

-
- ニ 其他厚生労働省令で定める事項
 - 五 生涯活躍のまち形成地域において行われる介護予防サービス事業（介護保険法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業をいう。第九項及び第十七条の二十三第三項において同じ。）に関する次に掲げる事項
 - イ 当該事業の実施主体
 - ロ 当該事業を行う事業所の所在地
 - ハ 介護予防サービスの種類
 - ニ その他厚生労働省令で定める事項
 - 六 生涯活躍のまち形成地域において行われる地域密着型介護予防サービス事業（介護保険法第八条の二十二項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。第十項及び第十七条の二十三第四項において同じ。）に関する次に掲げる事項
 - イ 当該事業の実施主体
 - ロ 当該事業を行う事業所の所在地
 - ハ 地域密着型介護予防サービスの種類
 - ニ その他厚生労働省令で定める事項
 - 七 生涯活躍のまち形成地域において行われる第一号事業に関する次に掲げる事項
 - イ 当該事業の実施主体
 - ロ 当該事業を行う事業所の所在地
 - ハ 第一号事業の種類
 - ニ その他厚生労働省令で定める事項
-

八 生涯活躍のまち一時滞在事業（生涯活躍のまち形成地域において宿泊の用に供する施設を設け、当該生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者を一時的に宿泊させる事業であつて、その全部又は一部が旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものをいう。第十二項及び第十七条の二十四において同じ。）に関する次に掲げる事項

- イ 当該事業の実施主体
- ロ 当該宿泊の用に供する施設の所在地
- ハ その他厚生労働省令で定める事項

5 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に前項第一号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の同意を得なければならない。この場合において、厚生労働大臣は、当該事項に係る事業協同組合等が、その構成員である中小事業主に対して介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、同意をするものとする。

6 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第一項において同じ。）を記載しよう

とするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

7 都道府県知事は、第四項第三号ハの居宅サービスの種類が介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスである場合において前項の同意をしようとするときは、関係市町村の長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画（同法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。第十三項において同じ。）との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

8 認定市町村は、第四項第四号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第二項において同じ。）については、当該事項が同法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認められる場合限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるも

のとする。

9| 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第五号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第三項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第一百五十五条の二第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

10| 認定市町村は、第四項第六号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第四項において同じ。）については、当該事項が同法第一百五十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

11| 認定市町村（介護保険法第一百五十五条の四十五の三第一項の規定に基づき同項の第一号事業支給費を支給することにより第一号事業を行うものに限る。）は、第四項第七号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロ

の事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の一ノ事業を行う場合において当該第一ノ事業について当該認定市町村の長から同法第百十五條の四十五の三第一項の指定を受けていないときに限る。第十七條の二十三第五項において同じ。）については、当該事項が同法第百十五條の四十五の五第二項の規定により同法第百十五條の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるとする。

12] 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第八号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業について旅館業法第三條第一項の許可を受けていない場合に限る。第十七條の二十四において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第三條第二項又は第三項の規定により同條第一項の許可を与えないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとす。

13] 生涯活躍のまち形成事業計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四條第一項に規定する高齢者居住安定確保計画、市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であつて高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならぬ。

14] 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、遅滞

なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

15| 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、生涯活躍のまち形成事業計画の変更について準用する。

（地域再生推進法人による生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案）

第十七条の十五 地域再生推進法人は、認定市町村に対し、内閣府令で定めるところにより、その業務（認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業に係るものに限る。）を行うために必要な生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（次条及び第十七条の十七において「生涯活躍のまち形成事業計画提案」という。）に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容は、認定地域再生計画に基づくものでなければならない。

（生涯活躍のまち形成事業計画提案に対する認定市町村の判断等）

第十七条の十六 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画提案が行われたときは、遅滞なく、生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画（生涯活躍のまち形成事業計画提案に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容の全部又は一部を実現すること

（新設）

（新設）

となる生涯活躍のまち形成事業計画をいう。次条において同じ。）の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画の作成等をしなない場合にとるべき措置）

第十七条の十七 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該生涯活躍のまち形成事業計画提案をした地域再生推進法人に通知しなければならない。

（委託募集の特例等）

第十七条の十八 同意事業協同組合等（生涯活躍のまち形成事業計画に記載されている事業協同組合等であつて第十七条の十四第五項の同意に係るものをいう。以下同じ。）の構成員である中小事業主が、当該同意事業協同組合等をして介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業（当該生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたものに限る。）の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該同意事業協同組合等が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六條第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

（新設）

（新設）

2 | 同意事業協同組合等は、前項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 | 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「地域再生法第十七条の十八第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

4 | 同意事業協同組合等が第一項に規定する募集に従事しようとする場合における職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十八第二

項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項とする。

5 厚生労働大臣は、同意事業協同組合等に対し、第十七条の十四第五項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条の十九 公共職業安定所は、前条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する同意事業協同組合等に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(中高年齢者の就業の機会の確保に関する施策についての協力)

第十七条の二十 認定市町村、都道府県、公共職業安定所並びに中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七條第一項に規定するシルバー人材センター連合及び同条第二項に規定するシルバー人材センターは、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された認定市町村が講ずべき中高年齢者の就業の機会の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策についての連携協力体制の整備)

第十七条の二十一 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載さ

(新設)

(新設)

(新設)

れた中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会への提供に関する施策の円滑かつ効果的な実施を図るため、関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(有料老人ホームの届出の特例)

第十七条の二十二 第十七条の十四第四項第二号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項(同条第十五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公表されたときは、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る有料老人ホームにつき行う老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出については、同項の規定にかかわらず、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、その旨を当該有料老人ホームの所在地を管轄する都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する有料老人ホームにあつては、当該指定都市等の長)に届け出ることをもって足りる。

2 | 前項の有料老人ホーム(指定都市等の区域内に所在するものを除く。)|
)|を設置する同項の実施主体は、同項の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該有料老人ホームの所在地を管轄する市町村長を経由してすることができる。

(居宅サービス事業等に係る指定の特例)

第十七条の二十三 第十七条の十四第四項第三号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に

(新設)

(新設)

係る事業所により当該事項に係る種類の居宅サービス事業について、介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。

2 第十七条の十四第四項第四号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

3 第十七条の十四第四項第五号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について、介護保険法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなす。

4 第十七条の十四第四項第六号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

5 第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公

表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の第一号事業を行う場合における当該第一号事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定があつたものとみなす。

(旅館業の許可の特例)

第十七条の二十四 第十七条の十四第四項第八号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る施設により行う生涯活躍のまち一時滞在事業について、旅館業法第三条第一項の許可があつたものとみなす。

(認定市町村が指定都市等である場合等の読替え)

第十七条の二十五 認定市町村が指定都市等である場合における第十七条の十四第六項、第七項及び第九項の規定の適用については、同条第六項中「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「第十七条の二十三第一項において同じ。」を記載しようにするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は」とあるのは「次項及び第十七条の二十三第一項において同じ。」については「と、」ときは、同意をするものとする」とあるのは「場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。この場合において、当該認定市町村の長は、当該事

(新設)

(新設)

項に係る同号ハの居宅サービスの種類が同法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスであるときは、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事は、第四項第三号ハ」とあるのは「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項（同号ハ」と、「において前項の同意をしよう」とあるのは「に限る。」を記載しよう」と、同条第九項中「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は」とあるのは「については」と、「ときは、同意をする」とあるのは「場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる」とする。

2 認定市町村が地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区である場合における第十七条の第十四第十二項の規定の適用については、同項中「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は」とあるのは「については」と、「ときは、同意をする」とあるのは「場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる」とする。

第十節 遊休工場用地等に導入する産業の特例

第十七条の二十六 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第九号に規定する事業において導入される工業等以外の産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなす。

第十一節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等

(地域農林水産業振興施設整備計画の作成)

第十七条の二十七 (略)

2 (略)

3 地域農林水産業振興施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 第五条第四項第十号に規定する事業の実施主体

二 四 (略)

4 認定市町村は、第一項の規定により地域農林水産業振興施設整備計画を作成しようとするときは、当該地域農林水産業振興施設整備計画について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該地域農林水産業振興施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 (略)

二 農地法第四条第六項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあつては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供するこ

第八節 遊休工場用地等に導入する産業の特例

第十七条の十四 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第七号に規定する事業において導入される工業等以外の産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなす。

第九節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等

(地域農林水産業振興施設整備計画の作成)

第十七条の十五 (略)

2 (略)

3 地域農林水産業振興施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 第五条第四項第八号に規定する事業の実施主体

二 四 (略)

4 認定市町村は、第一項の規定により地域農林水産業振興施設整備計画を作成しようとするときは、当該地域農林水産業振興施設整備計画について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該地域農林水産業振興施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 (略)

二 農地法第四条第六項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあつては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供するこ

とにより第五条第四項第十号に規定する事業の目的を達成することができる
と認められないこと。

三 (略)

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第十号に規定する事業の目的を達成することができる
と認められないこと。

五 (略)

5 (略)

(農地等の転用等の許可の特例)

第十七条の二十八 前条第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された第五条第四項第十号に規定する事業の実施主体(次項において「地域農林水産業振興施設整備事業者」という。)が、当該地域農林水産業振興施設整備計画に従って地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 (略)

(農用地区域の変更の特例)

第十七条の二十九 第十七条の二十七第一項の規定により作成された地域

とにより第五条第四項第八号に規定する事業の目的を達成することができる
と認められないこと。

三 (略)

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第八号に規定する事業の目的を達成することができる
と認められないこと。

五 (略)

5 (略)

(農地等の転用等の許可の特例)

第十七条の十六 前条第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された第五条第四項第八号に規定する事業の実施主体(次項において「地域農林水産業振興施設整備事業者」という。)が、当該地域農林水産業振興施設整備計画に従って地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 (略)

(農用地区域の変更の特例)

第十七条の十七 第十七条の十五第一項の規定により作成された地域農林

農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

第十二節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例

(構造改革特別区域計画の認定の手続の特例)

第十七条の三十 第五条第四項第十一号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法第四条第九項の規定による認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなす。

(中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例)

第十七条の三十一 第五条第四項第十二号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項の認定（同法第十一条第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなす。

(産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例)

第十七条の三十二 第五条第四項第十三号に規定する事業が記載された地

水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

第十節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例

(構造改革特別区域計画の認定の手続の特例)

第十七条の十八 第五条第四項第九号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法第四条第九項の規定による認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなす。

(中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例)

第十七条の十九 第五条第四項第十号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項の認定（同法第十一条第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなす。

(産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例)

第十七条の二十 第五条第四項第十一号に規定する事業が記載された地域

域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五条第五項の規定による同意（同法第六条第一項の規定による変更の同意を含む。）があつたものとみなす。

第十三節 財産の処分の制限に係る承認の手續の特例

第十八条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五条第四項第十四号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第六章 地域再生推進法人

（地域再生推進法人の指定）

第十九条 地方公共団体の長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、地域再生推進法人（以下「推進法人」という。）として指定するこ

再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五条第五項の規定による同意（同法第六条第一項の規定による変更の同意を含む。）があつたものとみなす。

第十一節 財産の処分の制限に係る承認の手續の特例

第十八条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五条第四項第十二号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第六章 地域再生推進法人

（地域再生推進法人の指定）

第十九条 地方公共団体の長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するものであつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、地域再生推進法人（以下

とができる。

254 (略)

第九章 罰則

第三十八条 第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条の十八第二項の規定に違反して、届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

「推進法人」という。）として指定することができる。

254 (略)

第九章 罰則

第三十八条 第十七条の八第一項又は第三項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項又は第三項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

(新設)

(新設)

一 第十七条の八第一項又は第三項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項又は第三項に規定する行為をした者

二 第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(新設)

改正案	現行
<p>（先買いに係る土地の管理）</p> <p>第九条 第六条第一項の手続により買い取られた土地は、次に掲げる事業又はこれらの事業（第四号に掲げる事業を除く。）に係る代替地の用に供されなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第六条第一項の手続により買い取られた日から起算して十年を経過した土地であつて、都市計画の変更、同項の買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によつて、将来にわたり前三号に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、前三号に掲げるもののほか、次に掲げる事業</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載された同法第五条第二項第二号の事業（同条第四項第一号ロ又は第四号イ若しくはロの事業に限る。）</p> <p>ハ （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（先買いに係る土地の管理）</p> <p>第九条 第六条第一項の手続により買い取られた土地は、次に掲げる事業又はこれらの事業（第四号に掲げる事業を除く。）に係る代替地の用に供されなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第六条第一項の手続により買い取られた日から起算して十年を経過した土地であつて、都市計画の変更、同項の買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によつて、将来にわたり前三号に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、前三号に掲げるもののほか、次に掲げる事業</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載された同法第五条第二項第二号の事業（同条第四項第一号又は第三号イ若しくはロの事業に限る。）</p> <p>ハ （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三の二（略）</p> <p>三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関する<u>こと</u>、同法第十三条第一項の<u>交付金に関すること</u>（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に限る。）<u>、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。</u></p> <p>三の四 六十二（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三の二（略）</p> <p>三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関する<u>こと</u>、同法第十三条第一項の<u>交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること</u>、同法第十四条第一項に規定する<u>指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。</u></p> <p>三の四 六十二（略）</p>